

様式第2号（第4条関係）

許 可 証

許 可 第 32 号

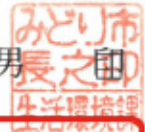
令和4年3月22日

住 所 群馬県桐生市相生町三丁目547番地の1

氏 名 株式会社 両毛資源開発 代表取締役 須田 昇

TEL 0277-55-6077

みどり市長 須藤 昭男



ダウンロード版

令和4年2月2日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、みどり市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地	群馬県桐生市相生町三丁目547番地の1
一般廃棄物処理業者名	株式会社 両毛資源開発 代表取締役 須田 昇
営業許可の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日
許可の範囲	収集運搬【ごみ】 ・事業系一般廃棄物 ・市で収集しない家庭系一般廃棄物 ※ 積み替え及び保管を除く
許可の条件	1. 関係法令、ならびに、みどり市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。 2. 当該業に係る他の市町村の許可を有している場合、みどり市での廃棄物運搬車への混載は行わないこと。 3. 使用車両の後面、及び両側面に社名を明確に表示すること。 4. 収集作業員の名札着用に努めること。 5. 毎月の収集実績を翌月の10日までに、市役所担当課へ文書報告すること。 6. 収集運搬作業に対して、付近住民より苦情等が発生した場合は、誠意をもって対処すること。